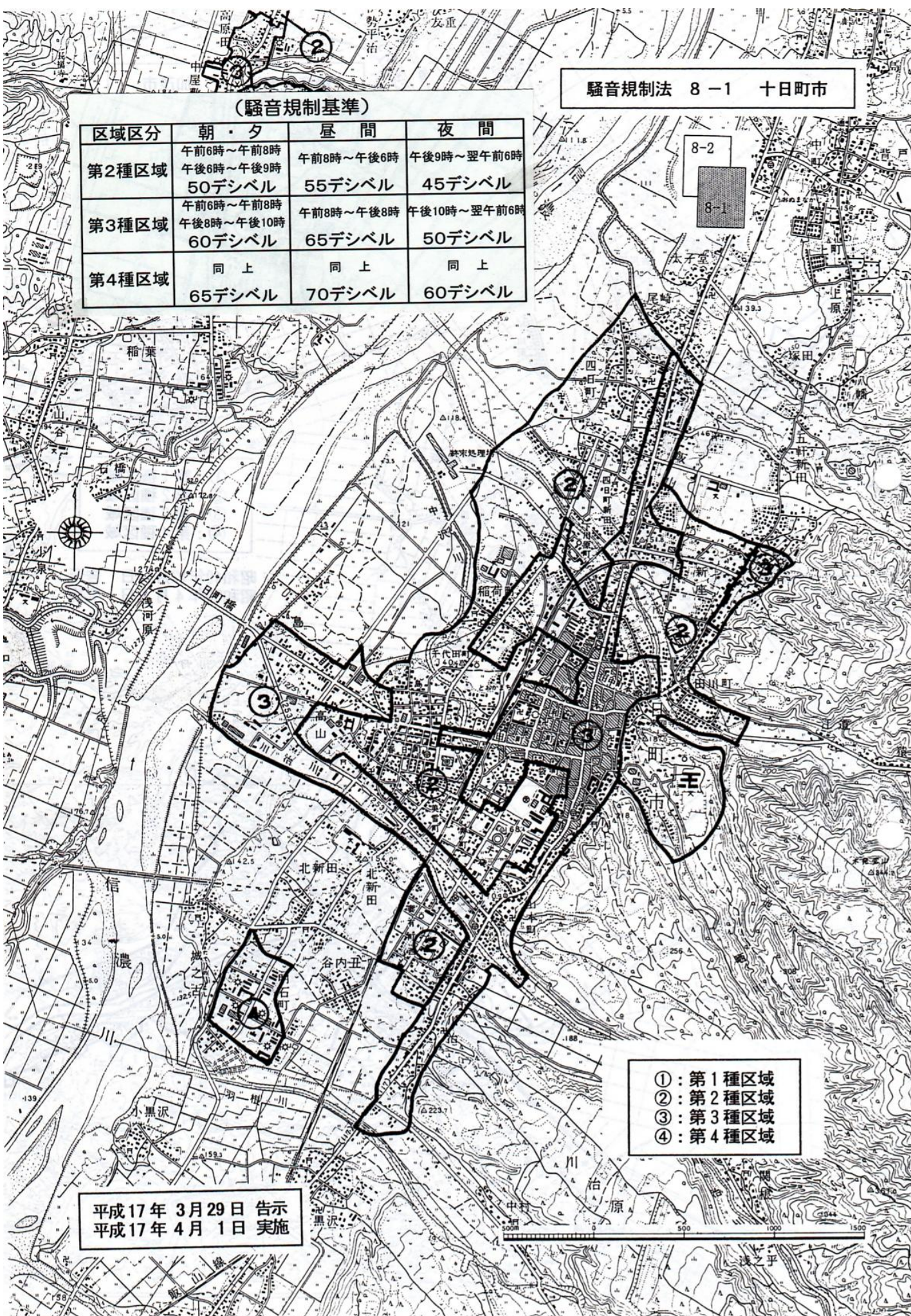


騒音規制法地域指定図 (十日町地域)

騒音規制法 8-1 十日町市

(騒音規制基準)

区域区分	朝・夕	昼間	夜間
第2種区域	午前6時～午前8時	午前8時～午後6時	午後9時～翌午前6時
	午後6時～午後9時		
第3種区域	午前6時～午前8時	午前8時～午後8時	午後10時～翌午前6時
	午後8時～午後10時		
第4種区域	同上	同上	同上
	65デシベル		



- ① : 第1種区域
- ② : 第2種区域
- ③ : 第3種区域
- ④ : 第4種区域

平成17年 3月29日 告示
平成17年 4月 1日 実施

騒音規制法地域指定図（川西地域）

騒音規制法 8-2 十日町市

（騒音規制基準）

区域区分	朝・夕	昼間	夜間
第2種区域	午前6時～午前8時 午後6時～午後9時 50デシベル	午前8時～午後6時 55デシベル	午後9時～翌午前6時 45デシベル
第3種区域	午前6時～午前8時 午後8時～午後10時 60デシベル	午前8時～午後8時 65デシベル	午後10時～翌午前6時 50デシベル
第4種区域	同上 65デシベル	同上 70デシベル	同上 60デシベル

- ①：第1種区域
- ②：第2種区域
- ③：第3種区域
- ④：第4種区域

平成17年 3月29日 告示
平成17年 4月 1日 実施

